

南丹市子ども発達・療育支援輸送事業について

南丹市子ども発達・療育支援輸送事業は、平成23年度11月より開始されました。

本事業は、南丹市の児童発達支援(療育)事業「つくし園」に通所する児童の家族の就労を支援し、当該児童の活動の場や発達支援を保証することを目的とし、つくし園の活動終了後、子育て発達支援センターから、当該児童が入所している保育所・幼稚園までの送迎を行っております。

この事業の実施により、今まで保護者の就労のために、児童発達支援「つくし園」の利用を躊躇されていた児童についても、利用していただけるようになっております。

本事業は、支援が必要な児童を対象とするため、運転手以外に必ず付き添いの職員が同乗し、安全に努めています。

事業の概要

- 目的 南丹市の児童発達支援(療育)事業「つくし園」に通所する児童の家族の就労を支援し、当該児童の活動の場や発達支援を保証することを目的とする。
- 対象者 児童発達支援(療育)事業「つくし園」に通所している、南丹市内の保育所・幼稚園に並行通所する者であって、児童発達支援の指導時間終了後、自宅への送りが困難な児童を対象とする。
- 利用定員 南丹市子ども発達・療育支援輸送事業の利用は20人以内とする。
- 事業内容 児童発達支援(療育)事業「つくし園」の活動終了後、当該児童が並行通園する、保育所・幼稚園までの送迎を行う。
添乗員が同乗する。
- 利用の申請 南丹市子ども発達・療育支援輸送事業利用申請書を社会福祉課または、子育て発達支援センターに提出する。
- 実施の決定 南丹市子ども発達・療育支援輸送事業利用申請書の提出があれば、利用の必要性について調査の上、利用の決定を行う。

■利用者負担額 下記のとおり

世帯の区分	利用者負担額 (児童1人1日当たり)
(1) 生活保護法による被保護世帯 (母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯で、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。)	無料
(2) 市民税非課税世帯 (母子家庭、父子家庭及び養育者家庭を含む。ただし、生活保護世帯として扱われる世帯を除く。)	120円
(3) 上記の(1)、(2)以外の世帯	250円

*利用者は、上記の利用者負担額のほか、登録時保険料として年額1,000円を負担する

事業の現状

本事業を開始した平成23年度には4名が登録され、その後、平成24年度末登録人数は7名、平成25年9月末現在での登録人数は8名と増えてきています。また、実施延数でも平成24年度の同時期に比べて、1.7倍の利用状況となっています。

児童発達支援事業「つくし園」の利用者は、平成22年度末で23名(休園者を除く)、平成23年度末で34名(除休園者)、平成24年度末で38名(除休園者)、今現在ですでに36名(除休園者)と増加してきており、また、就労している、就労を希望している保護者が増える中、本事業はますます必要になってくるものと考えます。